

**労働安全衛生法第 28 条第 3 項第 2 号の規定に基づく指針
(がん原性指針) 対象物質の選定の考え方**

安衛法第 28 条第 3 項第 2 号の規定に基づく指針(がん原性指針)の対象物質は、同号において「がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの」と規定されている。

これを踏まえ、原則として次のいずれかに該当する物質をがん原性指針の対象とすることとしている。

- (1) 国が実施した発がん性試験(短・中期発がん性試験を含む。)により動物への発がん性が認められると専門家により評価された物質

ただし、発がん性が認められた場合であっても、当該物質に変異原性がなく、かつ試験の高用量のみで腫瘍発生増加が認められた場合には、労働環境中の濃度を考慮して、がん原性指針の要否を判断する。

- (2) IARC の発がん性分類の 1 ～ 2 B に該当する物質、又は他の国際機関等による発がん性分類又はその他の発がん性に関する知見によりそれに相当すると専門家が判断した物質

また、一旦、がん原性指針の対象とされた物質又は業務であっても、リスク評価の結果、特定化学物質障害予防規則(特化則)等により発がん予防の観点での規制がなされた場合には、指針の対象から除外することとしている。